



第 39 回

## 会社のしくみ (5) 株主総会について

### 株主総会とその権限

株主総会とは、株主により構成される株式会社の最高意思決定機関です。

株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議することができま

す。ただし、取締役会設定会社においては、株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができます。

計算書類(貸借対照表や損益計算書など)の承認は、原則株主総会の決議事項ですが、取締役会設置会社で会計監査人設置会社については、一定の要件に

該当すれば、株主総会では報告をすれば足りま

す。株主総会には、毎事業年度の終了後一定の時期に召集しなければならぬ「定時株主総会」と必要がある場合についても召集できる「臨時株主総会」があります。

### 株主総会の召集

原則として、取締役が召集します。ただし、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、取締役に對し、株主総会の目的である事項及び召集の理由を示して、召集を請求することができます(定款で異なる定めをすることもできます)。

召集通知は、原則として株主総会の日の2週間前までに、株主に対して書面又は電磁的方法によりその通知を発しなければなりません。ただし、非公開会社は、1週間前までに通知を発送すればよく、定款においてそれを短縮することも可能です。また、株主全員の同意があるときは、召集手続を省略できます。

一定の要件を満たせば、株主による議題提案権や議案提案権も認められております。

### 株主総会の議決権

株主は、原則として、その有する株式1株につき1個の議決権を有します。ただし、2社が相互に株式を保有している場合(相互保有株式)には、一定の条件下で制限があります。また、自己株式には、議決権はありません。

### 議決の種類 (3つ)

普通決議・議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席したその株主の議決権の過半数をもって決議を行うものです。対象となる決議事項としては、  
①自己株式の取得(例外あり)  
②役員(取締役、会計参与及び監査役)及び会計監査人の選任、不再任、解任  
③役員報酬  
④余剰金の配当等 です。特別決議・議決権を行使する

ことができる株主の議決権の過半数(3分の1以上の割合を定款で定めた場合)にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席したその株主の議決権の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合)にあっては、その割合)以上に当たる多数によるものです。

対象となる決議事項としては、  
①株式会社又は指定買取人による譲渡制限株式の買い取り  
②特定の株主からの自己株式買取り  
③募集新株予約権の割当て  
④定款の変更  
⑤解散等 です。

特殊決議・議決権を行使することができる株主の半数以上(これを上回る割合を定款で定めた場合)にあっては、その割合以上)であって、その株主の議決権の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合)にあっては、その割合)以上の多数をもって行う決議です。対象となる決議事項としては、  
①株式の全部を譲渡制限株式とする旨の定款変更等 があります。

**山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

☑契約書 ☑債権回収 ☑労務問題など  
企業法務専門サイトあります  
http://www.hiroshima-kigyo.com 山下江 検索



予約電話受付 年中無休 7~24時  
相談予約専用フリーダイヤル  
0120-7834-09

◆相談料: 30分 5,000円 ◆債務整理相談料無料  
◆交通事故初回1時間相談料無料

広島最大級! 「親切な相談・適切な解決」をモットーに、機動力と総合力で企業トラブルを解決

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江